

東京株式懇話会

会社法研究会の報告書を踏まえた 会社法改正の展望

2017年4月11日
森・濱田松本法律事務所
弁護士 石井 裕介

目次

会社法改正（総論）	… P2
会社法改正（各論）	
– 株主総会資料の電子提供	… P11
– 株主提案権の濫用的な行使の制限	… P19
– 取締役会の決議事項	… P22
– 取締役の報酬	… P27
– 役員の実任	… P31
– 責任追及等の訴え	… P35

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- 取締役の報酬
- 役員の実任責任
- 責任追及等の訴え

会社法改正(総論)

■ 会社法改正の議論の状況

➤ 改正議論の経緯(平成26年改正会社法附則第25条)

政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務づけ等所要の措置を講ずるものとする。

➤ 会社法研究会

- ✓ 公益社団法人商事法務研究会が設置する私的研究会(座長・神田秀樹学習院大学教授)であるが、法務省民事局事務局が資料を作成し、主要な会社法学者、関係省庁、経済団体の代表者等多岐にわたる会社法上の論点につき、法制化の要否という点も含めて検討
- ✓ 平成28年1月13日の第1回以降、ほぼ毎月1回、平成29年3月2日まで計14回開催
- ✓ 研究会資料、参考資料及び議事要旨は、そのほとんどが商事法務研究会のHP <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw> にて公開
- ✓ 研究会での議論の状況を踏まえ、平成29年3月25日に「会社法研究会報告書」を公表
- ✓ 平成29年4月下旬より法制審議会会社法制部会が立ち上げられ、本格的な改正議論が開始される予定

コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向

平成27年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成26年改正会社法の施行
平成27年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレートガバナンス・コード適用開始
平成27年6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「日本再興戦略」改訂2015（取締役会の役割や個々の取締役の責任の範囲を明確化、情報開示ルールの見直し、金融機関による企業に対する経営支援機能の強化等）
平成27年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書 ⇒ 取締役会の実効的な監督、社外取締役の役割・機能の活用、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ創出の観点から、①取締役会の上程事項、②社外取締役の役割機能に関連して「業務執行」にあたらぬ行為の例示、③会社役員賠償責任保険(D&O保険)における会社による保険料全額負担のための要件の例示、④会社補償の活用についての考え方の整理、⑤新しい株式報酬の導入の提案等を行う
平成27年9月～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東証・金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
平成27年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国株懇連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」
平成27年11月～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」（各種制度開示の整理、非財務情報の開示の充実、より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し等）
平成28年1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商事法務研究会「会社法研究会」立ち上げ（次期会社法改正に向けた議論）
平成28年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■ ISS議決権行使助言基準改定（最低2名の社外取締役選任等）
平成28年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国税庁「新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」（会社役員賠償責任保険(D&O保険)における会社による保険料全額負担の場合の税務の取扱いを説明）

コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向

平成28年4月1日	■ 平成28年度税制改正(特定譲渡制限付株式についての損金算入に関する規定等)
平成28年4月18日	■ 金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」報告書公表(提言の一つとして、企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)の導入の必要性を提言)
平成28年4月21日	■ 経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書(株主総会の招集通知等の電子提供、議決権行使プロセスの電子化、株主総会関連日程の適切な設定等)
平成28年6月2日	■ 日本再興戦略2016(投資家と上場企業の対話の質の向上、取締役会の実効的な機能発揮や政策保有株式の縮減に向けた取組状況のモニタリング、企業の情報開示の実効性・効率性の向上等)
平成28年7月	■ 経済産業省「CGS研究会」立ち上げ(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)(取締役会の機能向上(モニタリングの強化)を図る場合の考え方や実務の検討)
平成28年10月26日	■ 全国株懇連合会「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～」(基準日の適切な設定に係る実務的な検討等)
平成28年11月30日	■ 「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた『建設的な対話』の充実のために～」意見書公表(運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化、機関投資家の個別の議決権行使結果を一般に公表することを原則とする等の提言)
平成28年12月22日	■ 平成29年度税制改正大綱(役員給与の損金算入の規定等)
平成29年1月1日	■ グラス・ルイス議決権行使助言方針改定(監査役設置会社における独立社外役員の割合として3分の1以上を求め、役員の兼任社数の上限を引き下げ)

コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向

平成29年2月1日	■ ISS議決権行使助言基準改定(相談役・顧問を置くための定款規定創設に反対)
平成29年2月3日	■ 「所得税法等の一部を改正する等の法律案」国会提出(役員給与等の損金算入要件の見直し、法人税の申告期限の特例の見直し等)(2月27日国会通過)
平成29年2月9日	■ 「会社法制(企業統治等関係)の見直し」が法制審議会に諮問(諮問第104号) ⇒ ①株主総会に関する手続の合理化、②役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、 ③社債の管理の在り方を見直し及び④社外取締役を置くことの義務付け
平成29年3月10日	■ 経済産業省「CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会報告書」公表(取締役会の役割・機能の明確化、社外取締役を活かすための工夫、経営陣の指名・報酬の在り方、経営陣のリーダーシップ強化のための環境整備)
平成29年3月25日	■ 商事法務研究会「会社法研究会報告書」公表(平成29年3月2日付)
平成29年3月31日	■ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)を公表
平成29年4月1日	■ 平成29年度税制改正(役員給与等の損金算入要件の見直し)
平成29年4月26日 (予定)	■ 法制審議会会社法制部会第1回

会社法改正(総論)

■ 会社法研究会報告書

➤ 会社法研究会報告書(平成29年3月2日付)

- ✓ 会社法研究会において議論・検討された多岐にわたる論点のうち、主な検討の結果をとりまとめたもの(研究会における全ての議論を網羅したものではない)
- ✓ 研究会資料、参考資料及び議事要旨は、ほぼ全てが商事法務研究会のHP <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw> にて公開
- ✓ 今後の法制審議会における改正議論も、報告書において取り上げられている論点を中心となることが予想されるが、審議会における議論の方向性や議論の対象となる論点の範囲は、必ずしも報告書の内容に拘束されるものではない
- ✓ なお、報告書においては、各論点の記載ぶりに一定のメリハリが存在
 - ◆ 「～を設ける／制限することとしてはどうか」などとするもの
 - ◆ 「～について、引き続き検討することとしてはどうか」とするものなど
 - ◆ 研究会における議論時から最終報告書までの間にトーンが変化した論点も存在
 - ◆ 研究会では議論の対象となっていたものの、報告書においては言及されていない論点も多数存在

会社法改正(総論)

■ 報告書の構成

論点	主な内容
第1 株主総会資料の電子提供	株主に対する新たな株主総会資料の電子提供制度を構築することを前提に、その具体的設計(①制度の対象となる会社の範囲、②書面請求権制度、③アクセス通知制度、④ウェブサイトへの株主総会情報の掲載等)を検討
第2 株主提案権の濫用的な行使の制限	濫用的な株主提案権行使を制限するための立法的措置(①議案の数による制限、②議案の内容による制限等)を検討
第3 取締役会の決議事項	監査役(会)設置会社における取締役会の決議事項に関する規律(①(一定の要件のもとでの)取締役へ委任可能な事項の範囲、②「重要な財産の処分及び譲受け」、「多額の借財」への該当性判断に関する軽微基準の導入)の見直しの可否を検討
第4 取締役の報酬	株式報酬等のインセンティブ報酬を含む取締役の報酬に関する規律(株主総会決議事項や開示事項)の見直しの可否を検討

会社法改正(総論)

■ 報告書の構成

	論点	主な内容
第5 役員責任	会社補償	会社補償(役員に対する責任追及等に関して役員が要した費用等を株式会社が当該役員に対して負担すること)に関する会社法上の規定(補償の範囲や要件、必要となる手続や開示)の要否を検討
	D&O保険	D&O保険契約の締結に必要となる手続や契約を締結した場合の開示に関する会社法上の規定の要否を検討
第6 社債	新たな社債管理制度	社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が社債権者のために第三者(新たな管理機関)に対して契約により一定の権限を付与し、社債管理業務を委託することができる制度に関する規律(新たな管理機関の権限や義務及び責任)を検討
	社債権者集会	社債権者集会の権限の拡大や社債権者集会の省略に関する規律、及び、裁判所の認可を不要とする規律の要否を検討

会社法改正(総論)

■ 報告書の構成

論点		主な内容
第7 責任追及等 の訴え	責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	会社が取締役(監査等委員又は監査委員である取締役を除く)又は執行役に対する責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に当事者として参加する場合において会社を代表する者及び必要となる手続に関する規律の要否を検討
	その他	濫用的な提訴の制限(提訴制限事由の創設、新たな機関(訴訟委員会等)創設)等の要否を検討
第8 社外取締役		選任状況の評価、制度の在り方(選任義務付けの要否)を検討

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- 取締役の報酬
- 役員の実任
- 責任追及等の訴え

会社法改正(株主総会資料の電子提供)

■ 議論の背景

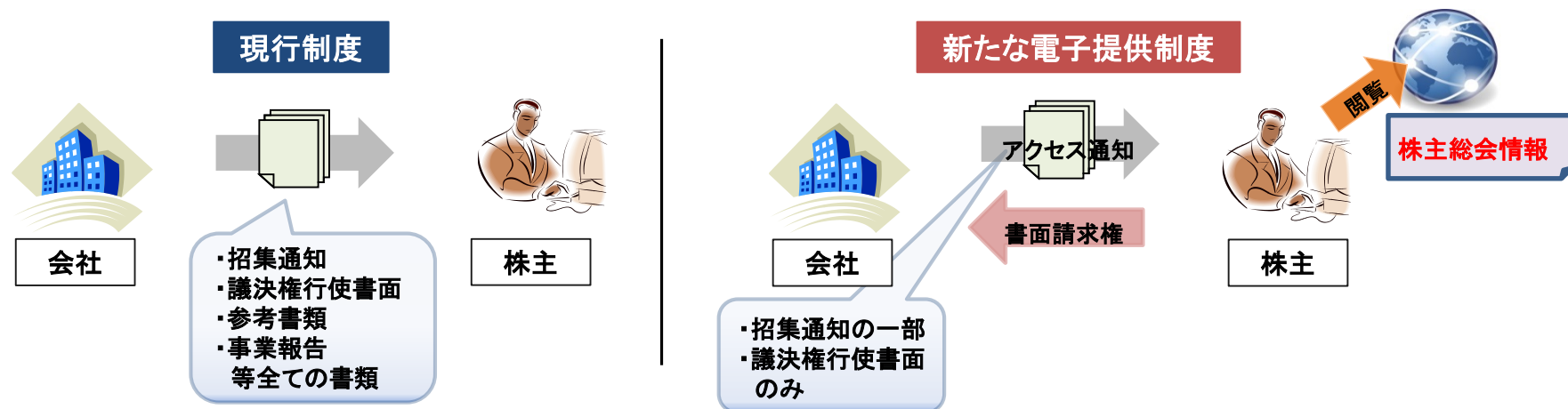
- 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について来年〔平成28年〕中に検討し、結論を得る」とされたことなどを受け、経済産業省が設置した「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」(以下「電子化研究会」という。)は、平成28年4月21日に、「株主総会資料についての新たな電子提供制度の整備についての提言」(以下「電子化提言」という。)を公表
- 電子化研究会では、「株主総会プロセスにおけるインターネットの利用が、企業と株主とのコミュニケーションの幅を拡げ、対話の質を更に高めていくのではないかという問題意識の下」、「我が国における対話の質を高める上での様々な課題を解決すべく、検討
- 平成27年7月から平成28年6月に定時株主総会を開催した会社のうち、電磁的方法による招集通知の送信を採用した会社は3.4%にとどまる(『株主総会白書』2016年版
- 事業報告等の内容のインターネット開示の利用は進んでいるが、インターネット開示の対象とすることができる事項は限定されている

会社法改正（株主総会資料の電子提供）

■ 会社法研究会における検討事項

株主に対する株主総会資料の提供について、以下のAからCを内容とする、新たな電子提供制度を認めることを検討

- A 株主総会の招集に際して株主に対して提供しなければならない全ての情報（「株主総会情報」）をインターネット上のウェブサイトに掲載。
- B 株主に対し、株主総会情報を掲載したウェブサイトのURL等を、書面により通知（「アクセス通知」）。
- C 会社がA及びBの措置をとった場合には、株主に対して、Aで掲載した情報を適法に提供したこととする。



会社法改正（株主総会資料の電子提供）

■ 電子提供制度

- 株主総会情報は、全てインターネット上のウェブサイトに掲載され、株主には株主総会に関する基本的事項（①株主総会の日時及び場所、②議決権行使手続に関する情報、③議題）を記載したアクセス通知を送付
- 電子提供制度の一部の会社への強制や制度採用にあたっての定款の定めのある要否については、引き続き検討

■ アクセス通知

- アクセス通知の送付期限は、現在の招集通知の発送期限よりも前とするが、具体的な発送期限は引き続き検討
- アクセス通知には任意に議決権行使書面を同封することができる（送付の義務づけはしない）
- アクセス通知に関する以下の事項の可否については引き続き検討
 - ✓ 株主総会に関する基本的事項以外の事項を記載すること
 - ✓ 株主総会に関する基本的事項以外の事項を記載した書面のアクセス通知への同封
 - ✓ 株主に対してアクセス通知以外に株主総会情報を任意に送付すること

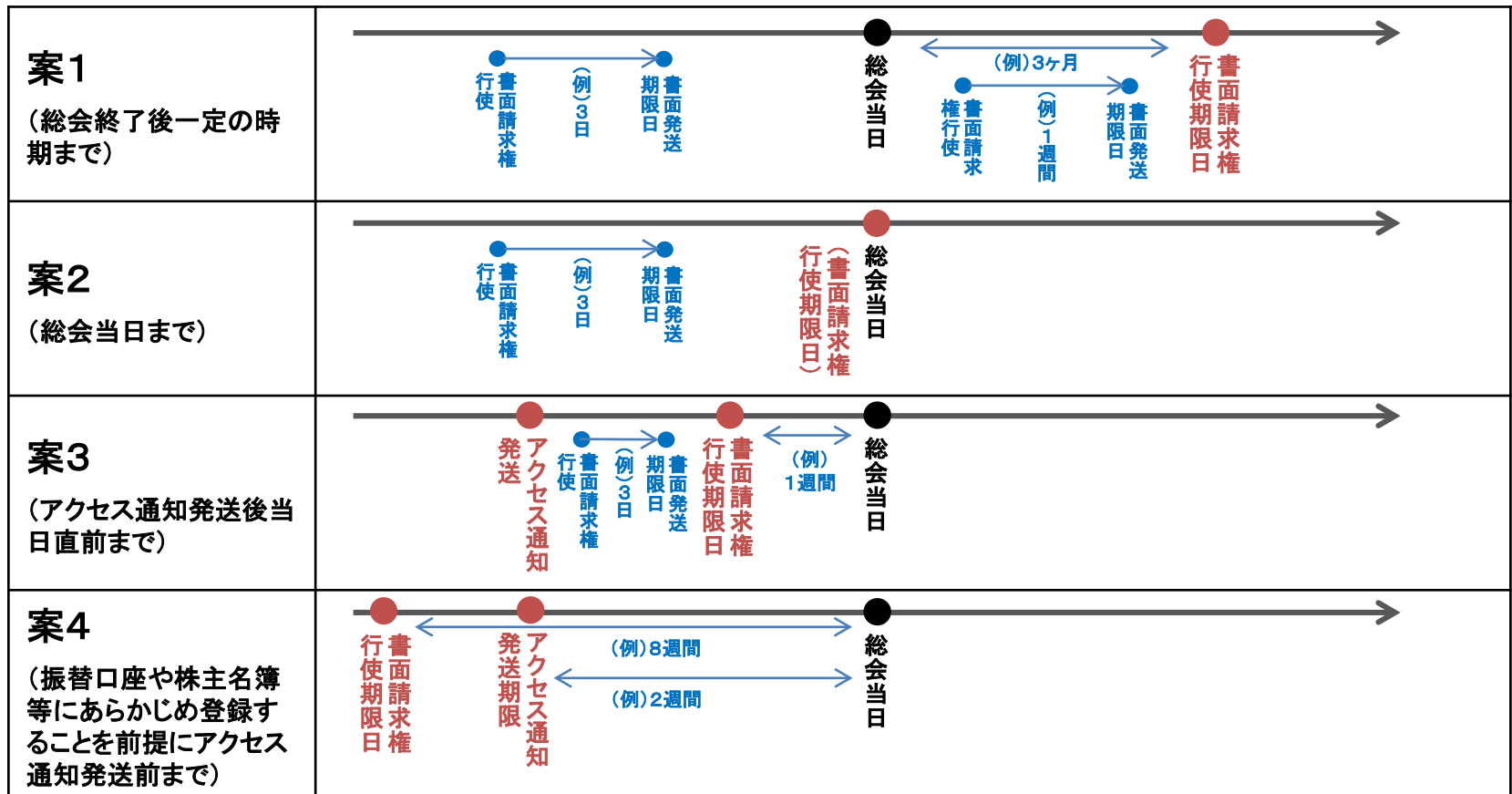
会社法改正(株主総会資料の電子提供)

■ 書面請求権

- ウェブサイトに掲載された情報を書面により取得したいと考えた株主が、会社に対して、当該情報が記載された書面を請求できるようにする権利
- 書面請求権を付与するかどうか、及び、書面請求権を定款の定めによっても排除することができない権利として保証するかどうかは引き続き検討
- 書面請求権を認める場合、その対象はすべての株主総会情報とするが、現行法のウェブ開示によるみなし提供制度との調整は引き続き検討
- 書面請求権の行使の在り方に関する以下の点などは引き続き検討
 - ✓ 書面請求権の行使期限
 - ✓ 書面請求権が行使された場合に求められる会社の対応(いつまでに請求株主に対して書面を送付しなければならないか)
- 書面請求権への会社の対応に不備があった場合の法的効果(株主総会決議の取消事由への該当性)についての特段の規定は設けない

会社法改正(株主総会資料の電子提供)

■ 書面請求権の行使期限と会社の対応(会社法研究会における議論)



会社法改正(株主総会資料の電子提供)

■ 米国におけるNotice & Accessの制度の概要

- 上場会社等が株主総会の委任状説明書等(日本における招集通知の参考書類、事業報告・計算書類、議決権行使書に該当)をWebサイトに掲載した上で、当該Webサイトのアドレス、総会開催日時・場所、議案情報サマリー等が記載された通知のみを株主に郵送すること(Notice Only Option)を認める制度。
- 株主から委任状説明書等を書面又は電子データで送付するよう請求を受けた場合、上場会社等は請求を受けた日から3営業日以内に株主に送付しなければならない。なお、米国では紙媒体又は電子データを請求する際に来年度以降も紙媒体又は電子データで受領する旨を希望すれば、来年度以降に新たな申し込みは不要。
- ウェブサイト上の資料にアクセスせずに議決権を行使することを禁じているため、議決権行使書面をアクセス通知に同封することは禁じられている。

■ カナダにおけるNotice & Accessの制度の概要

- 株主への委任状説明書等(日本における招集通知の参考書類、事業報告・計算書類、議決権行使書に該当)の提供方法として、2013年度から本格導入。
- 米国と違い、個人株主の議決権行使率の低下を防ぐため、Notice(アクセス通知に相当)にVIF(Voting Instruction Form、議決権行使書面)並びに返信用封筒を同封の同封を義務づけている。

会社法改正(株主総会資料の電子提供)

■ ウェブサイトへの掲載方法等

- ウェブサイトには、株主総会情報として株主総会の招集に際して株主に対して提供しなければならない全ての情報を掲載
- 掲載期間は、アクセス通知発送日から株主総会の日後3ヶ月を経過する日までが提案されている
- ウェブサイトへの情報掲載について、その義務の履行に瑕疵がないことを立証させる手段を確保するために、現在の電子公告と同様の調査制度を設けることの要否は引き続き検討
- ウェブサイトへの掲載の中断に関する規定が設けられる(一定期間以上中断した場合は掲載が無効となるため、サイバー攻撃の可能性を想定した代替的手段の検討が必要)
- 現行法のインターネット開示に関する規律についての見直しも併せて検討

■ 報告書にはないその他の論点

- 事前備置書類としての閲覧請求との関係(ウェブサイトへ動画を掲載した場合、事前備置書類に対する閲覧に際して、当該動画を閲覧させることの要否とその態様や条件等)の検討なども必要となる

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- 取締役の報酬
- 役員の実任責任
- 責任追及等の訴え

会社法改正(株主提案権の濫用的な行使の制限)

■ 株主提案権の濫用的な行使の立法的な制限の要否

- 1人の株主が同一の株主総会に提案することのできる議案の数の制限
 - ✓ 役員を選任及び解任に関するものは対象外
 - ✓ 個数制限を設ける場合の具体的な数については引き続き検討とされている(会社法研究会における議論の中では、10個、5個、2~3個まで、1個に限定するといった案が検討されていた)
 - ✓ 個数制限を設ける場合、定款変更議案等に関する個数の数え方も問題となる
 - ✓ 議案要領通知請求権(会社法305条)以外の議題提案権(同法303条)、総会の議場における議案提案権(同法304条)の制限は引き続き検討
- 株主提案の行使要件を厳格化することの要否
 - ✓ 現在の要件(総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権)のうち、「300個以上」という絶対的基準の引き上げには消極的
- 株主提案権の行使期限の前倒しの要否
 - ✓ 株主総会の日から8週間前までとされている株主提案権の行使期限(会社法303条2項、305条1項)を早期に前倒すことには消極的

会社法改正(株主提案権の濫用的な行使の制限)

■ 株主提案権の濫用的な行使の立法的な制限

➤ 株主提案の拒絶事由を明文で定めることの要否

【研究会において検討されていた案】

- ① 権利濫用に関する裁判例や学説を参考とし、権利濫用になる一定の場合に限定
 - ⇒ 個人的な目的のためにされた場合
 - 会社を困惑させる目的のためにされた場合 等
- ② 取締役等の説明義務における拒絶事由(会社法314条、会社法施行規則71条)と同趣旨の拒絶事由
 - ⇒ 提案権の行使により株主の共同の利益を著しく害する場合
 - 提案権の行使により会社その他の者(当該株主を除く。)の利益を侵害する場合
 - 提案権の行使を拒絶することにつき正当な理由がある場合
 - 提案権の行使が株主の共同の利益を害する目的によるものと認められる場合 等
- ③ 会社法施行規則第93条1項3号括弧書きの場合と同趣旨の拒絶事由
 - ⇒ 株主の提案した理由に示された事実が明らかに虚偽である場合
 - 専ら人の名誉を侵害し、又は侮辱する目的によるものと認められる場合 等

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- **取締役会の決議事項**
- 取締役の報酬
- 役員の実任
- 責任追及等の訴え

取締役会決議事項に関する近時の議論

【補充原則4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、**経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。**

- 取締役会の審議事項
 - モニタリング・モデルの考え方からは、審議事項は重要性の高いものに限定する方向
 - 他方、コード対応により、取締役会の審議事項は増加
- 委任が認められる範囲
 - 「重要な業務執行の決定」の解釈（監査役設置会社のみ）
 - 経産省「コーポレート・ガバナンス・システム の在り方に関する研究会」報告書で提示された考慮要素
 - (1) 任意に設置される指名委員会及び報酬委員会
 - (2) 社外取締役の選任
 - (3) 内部統制システムの構築・運用
- 取締役会の決議事項に関する近時の開示の動向
 - 取締役会の内規で定める旨のみ開示する例
 - 例示的に取締役会決議事項を挙げた上で定性的な開示を行う例
 - 法的に委任可能な事項は全て委任するものとする例
 - 付議基準自体を開示する例 など

会社法改正(取締役会の決議事項)

■ 監査役会設置会社における重要な業務執行の決定の委任

- 監査役設置会社においても、モニタリングモデルを採用することができるように、一定の要件の下で、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社の場合と同程度に取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できることとするかは、引き続き検討することが相当
- 会社法研究会において議論されていた「一定の要件」の例
 - ✓ 監査役設置会社において、取締役の過半数が社外取締役である場合には、委員会型の会社と同程度に重要な業務執行の決定の委任を認める
 - ✓ 監査役[会]設置会社において、社外取締役が取締役の過半数に満たない場合であっても、取締役のうち[3分の1]([3人]より少ない場合には、[3人])以上が社外取締役であるときは、[定款の定めによって]委員会型の会社と同程度に重要な業務執行の決定の委任を認める
 - ✓ その他内部統制システムの整備や会計監査人設置会社であることを求める意見

会社法改正(取締役会の決議事項)

■ 「重要な財産の処分及び譲受け」や「多額の借財」の該当性に関する軽微基準の導入

- 会社法上、取締役会決議が必要とされる「重要な財産の処分及び譲受け」(会社法362条4項1号)や「多額の借財」(同項2号)について、「重要」や「多額」の基準は明示されていないが、条文により、量的な基準を軽微基準として定めるかは引き続き検討することが相当
- 軽微基準を定めた場合の効果
 - ✓ 基準を上回っていなければ、裁判所に重要であると判断されることがなくなる
 - ✓ 基準を上回った場合でも、必ず取締役会決議が要求されるわけではなく、判例の判断基準に従い重要性が改めて判断される
- 現在の学説や裁判例
 - ✓ 最判平成6年1月20日は、総資産の約1.6%相当の価額の株式譲渡につき、「株式が、帳簿価額では7,800万円で会社の総資産の約1.6%に相当し、適正時価を把握し難く、その譲渡が、代価いかんによっては会社の資産及び損益に著しい影響を与え得るものであり、営業のため通常行われる取引に属さないなどの事実関係の下においては、重要な財産の処分に当たらないとはいえない」と判示
 - ✓ 学説や実務上は、貸借対照表上の総資産の1%程度を一つの目安としている

会社法改正(取締役会の決議事項)

■ 「重要な財産の処分及び譲受け」や「多額の借財」の該当性に関する軽微基準の導入

➤ 会社法研究会において検討されていた軽微基準のイメージ

① 財産を処分する場合

⇒ 当該財産の帳簿価額が[1億]円又は会社の[総資産の1%]のいずれか高い額に相当する額未満

② 財産を譲り受ける場合

⇒ 当該財産の取得価額が[1億]円又は会社の[総資産の1%]のいずれか高い額に相当する額未満

③ 借入れの場合

⇒ 借入額が[1億]円又は会社の[総資産の1%]のいずれか高い額に相当する額未満

④ 債務保証の場合

⇒ 債務保証額が[1億]円又は会社の[総資産の1%]のいずれか大きい方に相当する額未満

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- **取締役の報酬**
- 役員の実任
- 責任追及等の訴え

役員報酬制度に関する近時の改正動向

2015年

- コーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年6月1日)
 - ✓ 中長期業績連動報酬や株式報酬(自社株報酬)の設定に言及
- 「日本再興戦略」改訂2015(2015年6月30日閣議決定)
 - ✓ 株式報酬や業績連動報酬に言及
- 経産省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書(2015年7月24日)
 - ✓ 新しい株式報酬(リストラクテッド・ストック等)の導入に言及

2016年

- 平成28年度税制改正(2016年4月1日)
 - ✓ 利益連動給与の算定指標明確化、報酬として付与された譲渡制限付株式の損金算入
- 経産省『「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～』(2016年4月28日作成、6月3日更新)
- 企業内容等開示内閣府令の改正(2016年8月19日)
 - ✓ リストラクテッド・ストックの発行に際しての開示負担の一部軽減

2017年

- 平成29年度税制改正
 - ✓ 複数年度の業績や株価に連動する報酬等を損金算入の対象として追加
 - ✓ 譲渡制限付株式の損金算入対象を、完全子会社以外の子会社役員や非居住者役員にも拡大
 - ✓ 各役員給与類型について、全体として整合的な税制への見直し

会社法改正(取締役の報酬)

■ 取締役の報酬の決定に関する株主総会決議に関する規律

- 株主総会の決議によって各取締役の報酬の内容の決定を取締役会に委任する場合、報酬の種類毎に委任しなければならない、かつ、株主総会の決議によって一定の事項を決議しなければならないとするものの可否を引き続き検討
 - ⇒ 「一定の事項」として想定される内容の例
 - ✓ 委任の有効期間
 - ✓ (代表取締役等への)再一任
 - ✓ 会社法研究会における議論では、「報酬プラン」として、報酬総額の上限や、基本報酬と業績連動報酬の割合、業績連動報酬の概要などを含めることなども議論された
- 株式報酬に関して、無償で(金銭の払込み又はその他の財産の給付を要せずに)発行することができるように会社法の規律を見直すものの可否も引き続き検討
 - ⇒ 規律が見直された場合、現在の相殺構成や「報酬債権の現物出資」という整理は不要となる

会社法改正(取締役の報酬)

■ 事業報告における取締役の報酬に関する規律の見直し(開示の充実)

- 全体として引き続き検討することとされているが、会社法研究会における議論の中では以下の事項の開示などが議論の対象とされていた
- 取締役会の決定に関する方針の有無及び当該方針の具体的な内容の開示
 - ⇒ 「方針の具体的な内容」
 - ① 代表取締役への再一任をする場合には、その旨及びその理由
 - ② 適切と考える報酬の種類(固定報酬、業績連動金銭報酬、ストックオプション、株式報酬等及びその割合)
 - ③ 適切と考える種類ごとの報酬の内容の概要
- 業績連動金銭報酬の概要(算定式)及び株式報酬の概要(譲渡制限の合意の内容等)並びに、ストックオプション及び株式報酬の保有数の開示
- 取締役が受けている報酬の種類別の総額及び人数の開示

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- 取締役の報酬
- **役員**の責任
- 責任追及等の訴え

経済産業省「コーポレートガバナンスシステムの在り方に関する研究会」報告

■ 会社が保険料を全額負担する場合に必要な手続についての考え方

- 利益相反の観点からの取締役会の承認が必要となる
- 以下のいずれかの方法により、社外取締役が監督を行い、適法性や合理性を確保
 - ① 社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意を得ること
 - ② 社外取締役全員の同意を得ること

■ 役員が個人で被った損害や訴訟費用を会社が補償することの可否に関する論点

- 英米において一般的である、役員が個人で被った損害や訴訟費用等を会社が補償（会社補償 “Indemnification”）できる旨の手当てを設けることの可否について、我が国の会社法においても、解釈上、社外取締役を活用した一定の要件や範囲の下、会社補償が可能
- 具体的要件
 - ✓ 会社と役員の間で事前に補償契約を締結
 - ✓ 補償契約の締結において、取締役会決議と社外取締役の関与（委員会、社外取締役全員の同意）を得る
 - ✓ 補償の要件は、職務を行うについて悪意又は重過失がないこと
 - ✓ 対象は、第三者（会社以外）に対する損害賠償責任等に限定

会社法改正(会社補償)

■ 会社補償

- 役員が、会社との間で、役員毎に以下の内容の補償契約の締結を認める規律を設けることの要否
 - ✓ 勝訴等を要件とせず、会社は、補償契約に基づき、責任追及又は刑事手続の対象となったために生ずる必要な費用(相当と認められる範囲に限る)を補償できる
 - ✓ 会社を除く第三者に対する損害賠償金の補償
 - ✓ 罰金や課徴金等は補償の対象外とする
 - ✓ 任務懈怠について悪意又は重過失がある場合は補償できない
- 補償契約の締結には、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によらなければならないが、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社においても、取締役等に委任できない
- 取締役又は執行役との間の補償契約の締結には、利益相反取引規制を適用しない
- 補償契約の内容の概要は、事業報告において開示義務を課すことの要否も引き続き検討
- 補償契約を締結しない場合において可能となる補償(会社法330条及び民法650条に基づくもの)の範囲に関する会社法上の規律の要否及びその内容も引き続き検討

会社法改正 (D&O保険)

■ D&O保険

➤ D&O保険契約に関する規律を新たに設けることの要否

- ✓ D&O保険契約の内容を定めるには、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によらなければならないが、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社においても、取締役等に委任できない
- ✓ 取締役又は執行役を被保険者とするD&O保険契約の締結には、利益相反取引規制は適用しない
- ✓ 会社がD&O保険契約を締結している場合、その内容の概要として以下を事業報告において開示する義務を課すかについては要検討

- ① 被保険者
- ② 保険金額と保険料
- ③ 保険契約期間
- ④ 填補される損害(免責事由や特約を含む。)の概要
- ⑤ 当該契約によって被保険者である役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容

- ✓ 締結できるD&O保険契約の内容に制限を設けるかについても要検討

会社法改正（総論）

会社法改正（各論）

- 株主総会資料の電子提供
- 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 取締役会の決議事項
- 取締役の報酬
- 役員の実任
- 責任追及等の訴え

会社法改正（責任追及等の訴え）

■ 株主代表訴訟への会社の関与に関する規律の見直しの要否

- 会社が取締役（監査等委員又は監査委員である取締役を除く。）又は執行役の責任追及訴訟における和解に当事者として参加する場合／当事者として参加しない場合、それぞれにおける以下の点について会社法上の規律を明確化するための規律を設けることの要否
 - ✓ 会社を代表する者は誰か
 - ✓ 和解に必要となる監査役等の同意や異議申述の要件

■ 会社の利益に反する株主代表訴訟に対する立法による措置の要否

- 会社法研究会においては、主に以下の点が検討されたが、いずれの点についても慎重論が優勢
 - ✓ 米国に倣い、独立性の担保された会社の機関が、株主代表訴訟の係属が会社の利益に反すると判断する場合に、裁判所が、当該株主代表訴訟に係る訴えを却下することができる仕組み（いわゆる「訴訟委員会制度」）の創設
 - ✓ その他の措置
- 不提訴理由通知書の記載の見直し等も検討対象

ご清聴ありがとうございました。

弁護士 石井 裕介

tel. 03-5223-7737

Yusuke Ishii

yusuke.ishii@mhmmjapan.com

| 主要取扱業務 |

- コーポレート・ガバナンス業務、株主総会対応、会社訴訟、M&A等

| 経歴 |

- 1999年 東京大学法学部卒業
- 2000年 弁護士登録
- 2004-06年 法務省出向(民事局にて会社法及び関連政省令の立法に関与)
- 2008年 コーネル大学ロースクール卒業
- 2009年 ニューヨーク州弁護士登録
- 2016年 一橋大学大学院法学研究課(法科大学院)非常勤講師

| 著書・論文 |

- 「新しい事業報告・計算書類一経団連ひな型を参考にー[全訂版]」2016年(共著)
- 平成26年会社法改正を踏まえた実務の検討「コーポレート・ガバナンスに関する規律の見直し」旬刊商事法務 2015年(共著)
- 「平成26年改正会社法 改正の経緯とポイント-規則対応補訂版」(2015年・有斐閣)
- 「コーポレートガバナンスコードの新しいスタンダード」(2015年・日本経済新聞社) 他多数